新規・継続・額	改定((児童の増	・等級変	更)	
(新規の場合)語	忍定請求	求日	年	月	日
秋特		号		級	
有期認定終期		年		月	
請求者(受給者)	氏名				

(表 面)

判定	1級、2級	、非該当	判 定 医師印
年月日	年	月 日	
有 期	年	月	

様式第2号

特別児童扶養手当認定診断書

(聴覚・平衡機能・そしゃく・嚥下機能・音声又は言語機能障害用)

					`	(40) 1	טון אָאן נאן	011	"///\\ I //\				- ш / із /
	(ふりがな 氏	ì) 名				生年月	日 平月 令和		月	日生(歳)	性別	男・女
	住	所	住所地の郵便都 (–	5号)		都道 府県		郡市区					
1	障害の原因とな	こった					② 傷症	病の発生年月	3	年	月日		録で確認の申立て
	傷病	名					_	のため初めて 多断を受けた		年	月日		録で確認 の申立て
4	傷病の原因又は	は誘因			(!	5 既存 障害				6 既往歷	₹		
7			 記定して治療の効果 さむ。) かどうか。	傷病が治って				くなる見込み	年		無		確認)
8	診断書作成医療 おける初診時所 初診年月日 (年 現在までの治療	月 日)						診療	『回数 年間	5 0.	、月平均	匀 回
	期間、経過、る参考となる事項	その他 頁								喉頭全摘 手術名(手術年月日		の手術 年 月) 目)
10	障害のり	光 態	年 月	日現症)									
(1)	聴覚の障害				オージス	オグラム			語音	音明瞭原	き 曲 線		
		職	 カレベル	-10				%					
-		476	73 0 1 70	0 10				100					
	オージオメータ		dB 左 dl	20				80				+-+	
検	★ 年月日	右	dB 左 dl	30 40				70 60					
査				50				50					
年	<u>ر</u> ()	右	dB 左 dl	8 60				40				+	
月月				70 80				30 20					
日 日		右	dB 左 dl	90	0 500 10	000 2,000 4,0	000 Hz	10	20 30	40 50 6	0 70	80 90	100 110 dB
				_	2,000 4,0	700 112						ub.	
		最良語音明瞭度											
	年 月 日	右	% 左 %										
所見 [
							・嚥下機能の	障害					
ア 閉眼での起立・立位保持の状態 ア 1 可能である ア					ア機能	尼障害							
1	2 不安定である				イ栄	 養 状態							
3 不可能である				1 1		2 中 3	不良						
					(身	長	cm、 1	本重	kg)				
イ 開眼での直線の10mの歩行の状態						内 合電	直内容						
2 多少転倒しそうになったりよろめいたりするが、どうにか歩き通す。 3 転倒あるいは著しくよろめいて、歩行を中断せざるを得ない。					ウ 食事内容						め食事が		
						限される。 * ・	以外は摂取でき	<i>t</i> cl.\					
○ →☆□ののいは白しくみつのいに、少川で中側によるで行体い。						では十分な栄養		いためにゾン	デ栄養の	併用が必	要である。		
ウ 自覚症状・ 他覚所見及び検査所見				5 流動食以外は摂取できない。									
				6 経口的に食物を摂取することが極めて困難である。 7 経口的に食物を摂取することができない。									
					8 その		ルロX4XリのC	CN. (.9)	0, A 9,)	

(4)	音声又は言語機能の障害							
ア	会話による意思疎通の程度(該当するものを選んでどれか 1 つを○で囲んでください。)							
1	患者は、話すことや話を理解することにほとんど制限がなく、日常会 3 患者は、話すことや聞いて理解することのどちらか又はその両方に多く 話が誰とでも成立する。 制限があるため、日常会話が、互いに内容を推論したり、たずねたり、 当をつけることなどで部分的に成り立つ。							
2	別と、患者は、話すことや聞いて理解することのどちらか又はその両方に一は、患者は、発音に関わる機能を喪失するか、話すことや聞いて理解することの制限があるものの、日常会話が、互いに確認することなどで、ある程度成り立つ。 のどちらか又は両方がほとんどできないため、日常会話が誰とも成立しい。							
1	発音不能な語音(構音障害、音声障害又は聴覚障害による障害がある場合に、記入してください。)							
I	4種の語音(該当するものにチェックをつけてください。) II 発音に関する検査結果 (語音発語明瞭度検査など)							
	口唇音(ま行音、ぱ行音、ぱ行音等)							
	1 全て発音できる 2 一部発音できる 3 発音不能							
	歯音、歯茎音(さ行音、た行音、ら行音等)							
	1 全て発音できる 2 一部発音できる 3 発音不能							
	歯茎硬口蓋音(しゃ、ちゃ、じゃ等)							
	1 全て発音できる 2 一部発音できる 3 発音不能							
	軟口蓋音(か行音、が行音等)							
	1 全て発音できる 2 一部発音できる 3 発音不能							
		ノ —						
	失語症の障害の程度(失語症がある場合に、記入してください。)							
I	音声言語の表出及び理解の程度(該当するものにチェックをつけてください。) II 失語症に関する検査結果(標準失語症検査など) (`						
	単語の呼称(単語の例: 家、靴下、自動車、電話、水)							
	1 できる 2 おおむねできる 3 あまりできない 4 できない							
	短文の発話(2~3文節程度、例:女の子が本を読んでいる)							
	1 できる 2 おおむねできる 3 あまりできない 4 できない							
	長文の発話(4~6文節程度、 例: 私の家に田舎から大きな小包が届いた)							
	1 できる 2 おおむねできる 3 あまりできない 4 できない							
	単語の理解(例:単語の呼称と同じ)							
	1 できる 2 おおむねできる 3 あまりできない 4 できない							
	短文の理解(例:短文の発語と同じ)							
	1 できる 2 おおむねできる 3 あまりできない 4 できない							
	長文の理解(例:長文の発語と同じ)							
	1 できる 2 おおむねできる 3 あまりできない 4 できない							
11)	現症時の日常生活活動能力 (必ず記入してください。)							
12	予 (必ず記入してください。)							
13	備 考							
	 本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)							
⊢ ≡:	これでは それである。 それである。							
	500とあり、診断しより。 ア州 キ 万 ロ 5原打当社名							

上記のとおり、診断します。 病院又は診療所の名称 所 在 地

診療担当科名

医 師 氏 名

注 意

- 1 この診断書は、特別児童扶養手当の受給資格を認定するための資料の一つです。
 - この診断書は障害者の障害の状態を証明するために使用されますが、記入事項に不明な点がありますと認定が遅くなることがありますので、詳しく記入してください。
- 2 $\bigcirc \cdot \times$ で答えられる欄は、該当するものを \bigcirc で囲んでください。記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけて記入してください。
- 3 ③の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく障害者が障害の原因となった傷病について初めて医師の診断を受けた日を記入してください。前に他の医師が診断している場合は、障害者本人又はその父母等の申立てによって記入してください。
 - また、それが不明な場合には、その旨を記入してください。
- 4 「障害の状態」の欄は、次によってください。
- (1) 本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要がありません。(無関係な欄は斜線により抹消してください。) なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入してください。
- (2) ⑩の欄の「(1) 聴覚の障害」の測定結果は、過去3ヶ月間において複数回の測定を行っている場合は、最良の値を示したものを記入してください。
- (3) ⑩の欄の(1)聴覚の障害欄中の「聴力レベル」は、昭和57年改正後のJIS規格によるオージオメータで測定した測定値です。
 - *「聴力レベル」の算出方法は、次によってください。
 - ① 「聴力レベル値」(デシベル)は、オージオメータにより測定してください。
 - ② 「聴力レベル値」(デシベル)は、 $\frac{a+2b+c}{4}$ により算出してください。
 - a : 周波数500ヘルツの音に対する純音聴力レベル値
 - b : 周波数1,000ヘルツの音に対する純音聴力レベル値
 - c : 周波数2,000ヘルツの音に対する純音聴力レベル値

なお、ABR検査(聴性脳幹反応検査)、ASSR検査(聴性定常反応検査)、COR検査(条件詮索反応検査)等を行った場合は、検査 名及び検査年月日を記入の上、測定結果を記載してください。

- (4) ⑩の(1)の欄の「最良語音明瞭度」は、「聴力レベル」が90デシベルに満たない場合についてのみ検査成績を記入してください。 なお、最良語音明瞭度の検査は、オージオロジー学会で定めた方法によってください。
- (5) ⑩の(1)の欄の「所見」は、聴覚の障害により特別児童扶養手当を受給しておらず、かつ、身体障害者手帳を取得していない障害児に対し、両耳の聴力レベルが100dB以上の診断を行う場合には、オージオメータによる検査に加えて、聴性脳幹反応検査(ABR)等の他覚的聴力検査又はそれに相当する検査を実施し、その結果(検査方法及び検査所見)を記入してください。

また、オージオメータにより聴力レベルを測定できない乳幼児の場合、ABR検査又はASSR検査(聴性定常反応検査)と、COR検査(条件詮索反応検査)を組み合わせて実施し、その結果(検査方法及び検査所見)を記入して下さい。

また、この診断書のほかに、その記録データのコピー等を必ず添えてください。

- (6) ⑩の(4)の欄の「イ 発音不能な語音」は、構音障害、音声障害又は聴覚障害による障害がある場合に記入してください。発音に関する検査を行った場合は、その検査結果を「II 発音に関する検査結果」欄に記入してください。
- (7) ⑩の(4)の欄の「ウ 失語症の障害の程度」は、失語症がある場合に記入してください。失語症に関する検査を行った場合は、その検査結果を「II 失語症に関する検査結果」欄に記入してください。必要に応じて失語症検査の結果表を添えてください。